

年金受給者向け定期積金 亀太郎 商品概要説明書（平成28年11月11日現在）

商品名	年金受給者向け定期積金 亀太郎
取扱日	平成26年4月1日～ ○取扱いの終了期間は特に定めのないものとしますが、情勢に変化があった場合は取扱いを中止します。
ご利用頂ける方	○当JAに年金振込をして頂いている個人のお客さま
対象商品	○対象商品・・・個人向けの定期積金 ○対象契約期間・・・1年以上 ○対象掛込金額・・・掛込月の掛込金額が5千円以上の契約に限ります。 ○対象掛込方法・・・掛込周期は1か月、2か月、3か月のいずれかとします。なお、掛込方法は当JAの普通口座（総合含む）からの自動振替契約または窓口での払込に限ります。 掛込周期3か月の場合は、振込周期が3か月の年金をお受取りの方に限りします。 掛込金額は、年金のお受取額を上限とします。 本商品は一括掛込できません。
中途解約時の取扱	○原則、中途解約は出来ませんが、やむを得ず中途解約された場合は、中途解約日現在の普通貯金利率となります。
給付補填金	○契約期間1年以上・・・当組合定期積金の当初契約時の店頭表示金利に年0.5%上乘せした金利を満期日まで適用します。
(1)適用利回り (2)税金	○20%（国税15%，地方税5%）の分離課税となります。 但し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%，地方税5%）の分離課税となります。
貯金 保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理 措置および 紛争解決 措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融推進課（電話：0187-42-8092）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記当組合金融推進課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。）
その他	○目標積立金額に対する毎月の掛金額の試算については、当JAの金融窓口までお問い合わせください。 ○他のキャンペーンとの併用は出来ません。